

育児を行う職員の両立支援にかかる人事院規則等制度一覧

【利用対象者】

☆：全職員

◆：女性職員のみ

●：男性職員のみ



妊娠中

0歳

出産後

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

【出産までの期間】

- ①深夜勤務及び時間外勤務の制限
- ②健康診査及び保健指導
- ③業務軽減・休息・補食時間
- ④通勤緩和

【産後1年以内】

- ①深夜勤務及び時間外勤務の制限
- ②健康診査及び保健指導（母体対象）
- ③業務軽減

産前休暇 ◆

産後休暇 ◆

保育時間 ☆

育児休業 ☆

育児時間 ☆

育児短時間勤務 ☆

早出遅出勤務 ☆

深夜勤務制限 ☆

超過勤務制限 ☆

子の看護休暇 ☆

休憩時間の特例措置 ☆

配偶者出産休暇 ●

男性職員の育児参加のための休暇 ●

フレックスタイム制度 ☆

テレワーク勤務制度 ☆

放課後児童クラブに出迎える必要がある職員（小学校6年生までの子）

住居以外の場所に出迎える必要がある職員（小学校6年生までの子）

